平成２４年（フ）第１３７号
鹿児島県鹿屋市寿５丁目18番10号、前住所鹿児島県鹿屋市王子町3914番地２
債務者　平八重ミサ
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
鹿児島県鹿屋市上谷町12番12―７号、前住所鹿児島県鹿屋市西原１丁目７番市204号
債務者　池田　憲秀
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
鹿児島県志布志市志布志町帖3941番地７、前住所鹿児島県志布志市志布志町帖4128番地１
債務者　田中しげ子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第４５６１号
大阪市平野区西脇３丁目５番30号　サツキハイツ104、前住所大阪市東成区玉津２丁目14番10号
債務者　川口　　泉（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６１１号
大阪府守口市藤田町４丁目26番12号
債務者　藤見　聡一
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３８８号
大阪市西成区南津守６丁目３番１―704号
債務者　山田　惠二
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４８１号
大阪府豊中市稲津町１丁目10番21号
債務者　前田美沙子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５２６号
大阪府吹田市千里山竹園２丁目24番１―401号
債務者　宮岡　宏一
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５６６号
大阪市旭区中宮４丁目３番18―405号
債務者　牧野寿郎こと　牧野　壽郎
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５６７号
大阪市旭区中宮４丁目３番18―405号
債務者　牧野美加子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５７１号
大阪市東住吉区湯里２丁目10番17号　清洲プラザ103号
債務者　大橋　知子（旧姓内田・湯村）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５８６号
大阪府大東市川中新町28番401号
債務者　中木村美夏
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５９２号
大阪市生野区林寺３丁目10番29号　ルミエール林寺203号、前住所大阪市阿倍野区相生通１丁目４番２―712号
債務者　小谷　公夫
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５９３号
大阪市生野区林寺３丁目10番29号　ルミエール林寺203号、前住所大阪市阿倍野区相生通１丁目４番２―712号
債務者　小谷弘子こと　高　　弘淑
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８０６号
北九州市小倉北区大門２丁目１番20―803号
債務者　矢野　正孝
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８０７号
北九州市小倉北区大門２丁目１番20―803号
債務者　矢野　千秋
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２３０２号
名古屋市港区稲永４丁目８番８―203号　新稲永荘
債務者　豊島　敏雄
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部